

教育大綱の概要

1 教育大綱の定義

- 教育大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。
- 平成27年4月に、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行うことを目的とした、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正法が施行された。本法律の改正により、地方公共団体の長に教育大綱の策定が義務付けられた。
- 教育大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。
- 教育大綱の対象期間は、4年から5年程度を想定

	教育大綱	教育振興基本計画
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育基本法
策定主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協議	地方公共団体
策定方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定	
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画

2 第1次飯能市教育大綱の概要

(1) 計画期間 平成28年度から令和2年度までの5年間

(2) 大綱の概要

① 基本理念

「オール飯能で 地域を生きし 未来を拓く 人づくり・まちづくり」

《基本理念の考え方》

飯能市で生まれ育つことの特長や長所を生かし、未来に向け、子どもたち一人ひとりが豊かな人間性と社会性のある人に育ち、人々が心豊かに暮らす元気な都市を創造していくためには、人づくりは重要な役割を担っています。

「全ての人づくりは教育から始まる」という考えに基づき、家庭や学校、地域など社会全体で飯能の良さや地域資源の活用を図りながら子どもの教育に取り組むとともに、行政分野と教育分野がこれまでの枠を越えオール飯能で、「人づくり」と「まちづくり」の連携強化を図りつつ教育の振興に取り組み、未来に広がる活力ある都市の創造と持続的発展につなげます。

② 基本方針

基本理念に基づき、取組みを進めるに当たっての基軸となる基本的な5つの方針を掲げている。

方針1 オール飯能で子どもを育む教育の推進

方針2 人口減少社会に対応した教育資源の活用と教育環境づくり

方針3 高度情報化・グローバル社会に適応した教育の充実と多文化共生への対応

方針4 飯能ならではの教育による人づくりとまちづくりの連携

方針5 市民の健康未来を支える健康づくりの推進

③ 基本方針のもとで連携し取り組む9つのテーマ

ア 子どもの学力・体力向上、健やかな心の育成、規範意識の醸成など学校教育への支援

イ 地域との連携による家庭・地域の教育力向上の支援

ウ 子ども、若者、女性の夢と未来につながる子育て支援の充実

エ 児童生徒数の減少を踏まえた教育の充実及び学校規模適正化の検討

オ 高度情報化・グローバル社会に適応した教育の充実と多文化共生への連携

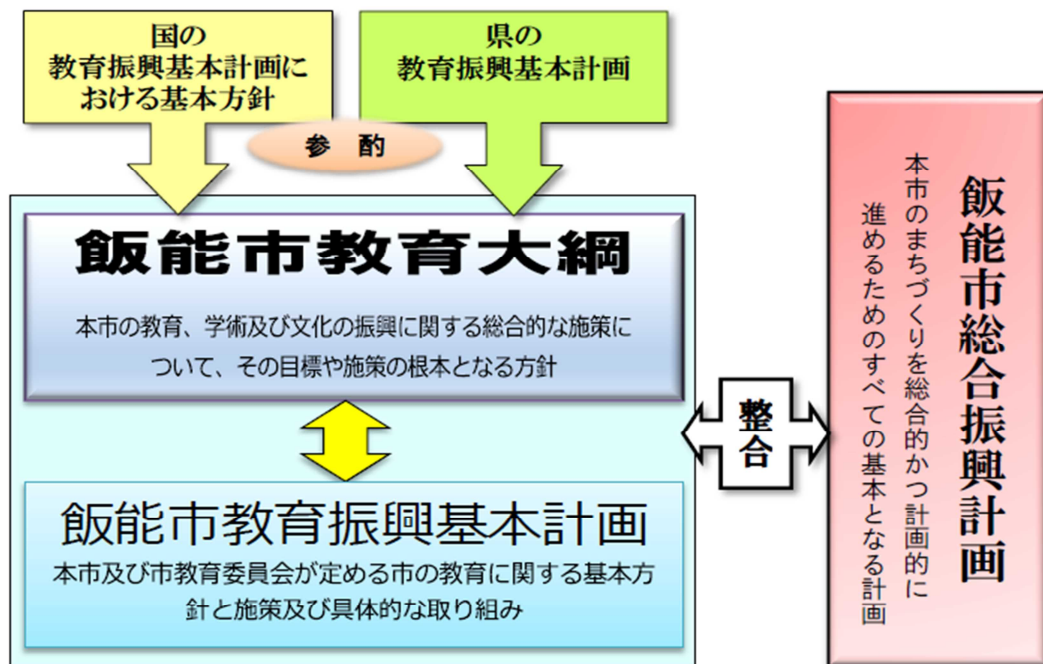
カ 学校施設等老朽化への対策と安心・安全な教育環境の向上

キ 地域づくりにつながる学校・社会教育施設等の在り方と有効活用の検討

ク 教育や学びを通しての人づくりとまちづくりの連携

ケ 健康都市づくりへの連携と支援

(3) 他の計画との関係性



3 第2次飯能市教育大綱の骨子(案)

- (1) 計画期間 令和3年度から令和7年度までの5年間
教育振興基本計画の計画期間と一致
- (2) 骨子(案) 資料2のとおり
- (3) 策定スケジュール(案)

令和2年

8月21日 第1回総合教育会議
・教育大綱骨子(案)について

10月30日 第2回総合教育会議(予定)
・教育大綱(素案)について

必要に応じ、総合教育会議の開催、教育委員会会議定例会での報告などを行います。